

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年6月28日

【会社名】 モリ工業株式会社

【英訳名】 MORY INDUSTRIES INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 宏 明

【本店の所在の場所】 大阪府河内長野市楠町東1615番地
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 (0721)54-1121(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理部長 河 野 博 光

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区難波五丁目1番60号

【電話番号】 (06)6635-0201(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理部長 河 野 博 光

【縦覧に供する場所】 モリ工業株式会社東京支店
(東京都中央区八丁堀二丁目21番6号)
モリ工業株式会社名古屋支店
(名古屋市熱田区新尾頭三丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和6年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和6年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金150円 総額1,164,513,450円

(2) 効力発生日

令和6年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

森 宏明、浅野弘明、中西正人及び元山耕一を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

林 修一、岩崎泰史、奥村輝一及び齋藤友紀を監査等委員である取締役として選任する。

第4号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査等委員である取締役濱崎貞信及び小池裕樹に対して、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）森 宏明、浅野弘明、中西正人、元山耕一、監査等委員である取締役林 修一及び岩崎泰史に対して、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	64,598	83	0	(注)1	可決 99.55
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件				(注)2	
森 宏 明	62,361	2,320	0		可決 96.10
浅野 弘 明	64,513	168	0		可決 99.42
中西 正 人	64,512	169	0		可決 99.41
元山 耕 一	64,514	167	0		可決 99.42
第3号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件				(注)2	
林 修 一	58,853	5,828	0		可決 90.69
岩崎 泰 史	64,576	105	0		可決 99.51
奥村 輝 一	64,310	371	0		可決 99.10
齋藤 友 紀	64,599	82	0		可決 99.55
第4号議案 退任監査等委員であ る取締役に対し退職 慰労金贈呈の件	55,876	8,805	0	(注)1	可決 86.11
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)及び監査等委 員である取締役に対 する退職慰労金制度 廃止に伴う打ち切り 支給の件	56,484	8,197	0	(注)1	可決 87.04
第6号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)等 に対する株式報酬等 の額及び内容決定の件	63,301	1,380	0	(注)1	可決 97.55

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。